

第1章 総則

【名称】

第1条 当法人は、東京エネルギー情報ネットワークスと称する。

【略称】

第2条 当法人の略称は **TREIN** とする。

【主たる事務所】

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

【目的】

第4条 当法人は持続可能な社会の構築への取組みを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) セミナー、情報交換会、施設見学会等の開催
- (2) 関連する事業の受託
- (3) 省エネ診断、チューニング事業
- (4) 被災地支援、森林整備活動等によるCSR推進活動
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な活動

【公告】

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

【機関の設置】

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

【種別】

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 当法人が行うサービスの提供・利用を主とし入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者等で理事会において推薦されて入会した個人

尚、会員種別間の変更は理事会の決議をもって行うことができる。

【入会】

第8条 入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。但し、名誉会員は理事会の推薦による。

【会費】

第9条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【任意退会】

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

【除名】

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。尚、弁明の機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 当法人の活動で得られた他の会員の知見を無断で流用したとき。
- (4) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

【会員資格の喪失】

第12条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 解散したとき。
- (5) 会費納入期限の6カ月を過ぎても督促に応じず会費を滞納したとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 総正会員の同意があったとき。

【会員資格喪失に伴う権利及び義務】

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を逃れる。但し、未履行の義務がある場合は、これを免れることはできない。

第14条 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。但し、理事会の決議により返還することができる。

第3章 社員総会

【社員総会】

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。尚、総会での議決権行使の資格は正会員に限るものの、理事会の承

認により一般会員、名誉会員のオブザーバー出席を認めることができる。

【招集】

- 第16条 社員総会の招集は、理事会の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より7日前までに正会員に対して発する。
 - 3 招集通知の方法は電磁的方法に依るものの、連絡先変更等の正会員の手続きの齟齬等に依る未着に関する義務を当法人は負わない。

【決議の方法】

- 第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 第18条 電磁的方法により、正会員全員賛同が得られた場合は、総会の決議があったものと見做す。

【議決権】

- 第19条 正会員は、各1個の議決権を有する。
尚、法人正会員に付与する議決権も1個とする。

【議長】

- 第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、当該社員総会で議長を選出する。

【議事録】

- 第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に据え置く。

第4章 役員

【役員】

- 第22条 当法人には、正会員の中より選出された次の役員を置く。
- 理事 3名以上5名以内
監事 2名以内
- 第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補充についての任期は前任者の残存期間とする。

【代表理事の選定及び職務権限】

- 第25条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

【監事の職務権限】

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

【解任】

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

【役員報酬等】

第28条 役員が、報酬等その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

【取引の制限】

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

尚、当法人の事業の遂行上の理由により、監事が取引に参加する場合は、理事会の承認と監事全員の同意を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその役員の債務を保証することその他役員以外の者との間における当法人とその役員との利益が相反する取引

【責任の一部免除又は限定】

第30条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

【構成】

第31条 当法人には理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 監事は、監事の執行の範囲において理事会に出席しなければならない。

【権限】

第32条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

尚、理事は特段の定めある場合を除き、理事会の決定を経ずして理事に執行権限を与えてはいけない。

【招集】

第33条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故あるときは、各理事の合意によって理事会を招集する。

【決議】

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議はあったものと見做す。

【議事録】

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

【基金の拠出】

第36条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

【基金の募集】

第37条 基金の募集、割当て及び払込等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

【基金の拠出者の権利】

第38条 基金の拠出者に、基金の拠出という事実をもって、当法人との間に優位性のある権利を与えることはできない。

- 2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。
但し、社員総会の決議に基づき、前倒しで返還することを妨げない。
- 3 基金には、利息を付与しない。

第7章 賛助金・寄付金

第39条 当法人は、理事会の決議によって、賛助金・寄付金の名目を問わず会員又は第三者より当法人の目的に資するための金品を受け取ることができる。

第8章 会計

【事業年度】

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から（翌年）3月31日までとする。

【事業計画及び収支予算】

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し（案）として理事会の承認を得るものとする。

- 2 正式事業計画及び収支予算は、事業年度終了後3カ月以内に招集される定時社員総会の決議によるものとし、それまでは暫定事業計画及び暫定収支予算として執行することができるものとする。

第9章 利益等処分

第42条 当法人は、社員間の剰余金分配は行わない。

第43条 当法人が解散した場合に剰余財産が存する場合は、社員総会の決議あるいは一般法人法に従い、その処分を行う。

第10章 付 則

【最初の事業年度】

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2020年3月31日までとする。

【設立時の理事、代表理事及び監事】

第45条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は次のとおりである。

設立時理事	田村健人
設立時理事	大島 建
設立時理事	森 裕子
設立時理事	村山政利
設立時代表理事	市川哲也
設立時監事	小山富士雄
設立時監事	村井秀樹

【設立時の役員の氏名及び住所】

第46条 当法人の設立時の役員の氏名及び住所は、次のとおりである。

- 1 田村健人
- 2 大島 建
- 3 森 裕子
- 4 村山政利

5 市川哲也

6 小山富士雄

7 村井秀樹

【法令の準拠】

第47条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人東京エネルギー情報ネットワークス設立のためこの定款を作成し、設立時社員が記名押印する。

2020年6月16日

設立時社員 田村健人 ⑩

設立時社員 大島建 ⑩

設立時社員 森裕子 ⑩

設立時社員 村山政利 ⑩

設立時社員 市川哲也 ⑩

設立時社員 小山富士雄 ⑩

設立時社員 村井秀樹 ⑩